

自由民主党・司法制度調査会御中

司法試験科目における選択科目制度存続を求める意見書

平成 25 年 11 月 28 日

一般財団法人国際法学会理事会



我が国の法曹養成制度改革に関する貴調査会の精力的なご検討およびご尽力には心より敬意を表します。

私たちは、一般財団法人国際法学会に属する国際関係法の研究者です。国際公法、国際私法および国際政治・外交史の 3 部門の研究者・実務家・大学院生等を主要な構成員とする同学会では、我が国の法曹制度、法科大学院教育ならびに司法試験制度につきまして、必要に応じて学会の理事会、評議員会および総会において議論を行って参りました。そして平成 25 年 7 月 16 日、法曹養成制度関係関係会議におきまして、「司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2 年以内に結論を得る」（「法曹養成制度改革の推進」）という決定がなされたことから、本学会理事会でも、その議論の動向には注目しておりました。

この度、法曹養成制度改革顧問会議のホームページに掲載されました第 2 回および第 3 回の貴会議の資料「司法試験改革について（案）」【資料 5-1 及び資料 3-2】を拝見いたしますと、推進室案としまして、選択科目を廃止するという提案がなされております。その趣旨としまして、「試験科目としては基本科目のみとし、専門的分野は法科大学院での履修に委ねることで、より幅広い学習が可能となるとともに、法律基本科目に集中して学ぶことが可能となる（特に法学未修者にとって重要）」というお考えが示されております。

しかし、選択科目の廃止には賛成しかねます。現在および将来のグローバル化の進展を考えると、私たちは、国際関係法（公法系）および国際関係法（私法系）科目を含む現在の選択科目制度の存続を強く希望するものです。

1. 国際関係法の展開・先端科目としての重要性

グローバル化の深化に伴い、経済活動をはじめ人間の諸活動が世界大の規模で展開している現代の国際社会では、WTO や TPP 等に関する経済分野にしても、京都議定書や水俣条約等に関する環境分野にしても、あるいは人権、刑事および人道の分野においても、国際法の秩序形成と国内法の秩序形成が益々分離しがたく結びつき、双方の関係性が深まってきています。グローバル化はまた、準拠法選択や国際裁判管轄に関する国際私法の解釈・適用を不可欠とするケースを飛躍的に増大させてきました。こうした環境の下で、私たちは、国内でさまざまな分野の法律問題を担う法曹あるいは専門家が、

どのような法律科目であれその国際的側面を考慮に入れるとともに、国際公法、国際私法などの国際関係法の知見を有しているということが今後益々必要となると考えます。同時に、次代を担う我が国法曹の国際化対応能力の涵養については、国際機関等によって採択された国際規則や国際基準を我が国の法制に採り入れるという受容の側面だけではなく、我が国の法制度や法運用の経験を活かして、アジア諸国の法整備や国際社会の新しい規範形成に一層積極的に貢献していけるような若い法曹を多く養成していくことも重要な課題となっていると考えております。この面でも国際関係法の基礎的な知識と知見をもった一定数の法曹を養成できるシステムを維持することが今後の日本にとっては極めて重要なことだと考えます。

現在の法科大学院におきまして、法曹をめざす院生が、法律基礎科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群とともに、展開・先端科目群を履修することを通じて、多様な能力を身につけるとともに、総体として多様な法曹を養成するという教育システムは、その具体的運用について改善の余地があるとしても、今後も維持していかなければならない制度だと拝察いたします。国際関係法を展開・先端科目群として履修する法科大学院院生数は、法科大学院院生全体の中ではそれほど大きな比率を占めているわけではありませんが、将来法曹として育っていく院生の中に国際関係法の基礎を身につけ、将来国際的場面で活躍する人材が一定割合常に存在している状況を維持し、その質を向上させることは今後の日本にとって重要な課題と考えます。とりわけ近年においては、国際関係法を履修した近隣アジア諸国の法科大学院院生が積極的に国連等の国際機関のインターンとして訓練に参加し、あるいは国際シンポジウムにおいて英語でプレゼンテーションを行い、異なる国籍の若い法曹の間でネットワークを形成していくのをよく目にいたします。これに對比して、国際的プレゼンスが見えにくい我が国の法科大学院の教育には、グローバリゼーションへの対応という視点から見ると、まだ多くの課題が残されていることを痛感せざるをえません。

2. 司法試験選択科目制度の存続の必要性

推進室は、選択科目廃止提案の趣旨として、司法試験は法律基本科目にしぼり専門的分野は法科大学院における履修に委ねることで、より幅広い学習が可能となるとともに法律基本科目に集中して学ぶことが可能となるというお考えを示されています。しかし、もし、国際関係法（公法系）および国際関係法（私法系）を含む選択科目の廃止が足早に決定され、展開・先端科目群の教育の在り方が各法科大学院の決定に委ねられるとすれば、国際競争力ある国際関係法専門家の将来的養成には大きなマイナスの影響をもたらすことが危惧されます。我が国は、領土の保全、海洋境界問題をはじめとして、国際関係法の解釈・適用に係る少なからぬ法律問題と現実に向き合っています。国際社会における法の支配という巨視的な観点からみても、将来国際関係法にも一定の素養を持った法曹を一定数毎年養成し、法曹界に送り出していくことが是非とも必要かと存じます。

他の選択科目も視野に入れて言えば、多様な専門分野をもつ法曹の存在を将来にわたっ

て確実に確保していくことが、予測のつかない将来に備えるために不可欠であり、選択科目廃止は後ろ向きの政策というほかありません。

貴調査会のご検討におきましては、是非とも上記のような事情につきご賢察賜りますようお願い申し上げます次第です。